

令和7年度一般廃棄物処理実施計画(生活排水処理)

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1 項及び伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例(平成6 年伊勢原市条例第15号)第9条第1項の規定により、伊勢原市が行う生活排水 の処理に関する計画を定めるものである。

2 実施計画(伊勢原市分)

伊勢原市区域において排出される生活排水の処理は次のとおりとする。

(1)計画区域

伊勢原市全域とする。

(2)計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(3)計画対象

ア し 尿

人間の大小便を合わせた汚物をいう。

浄化槽(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1に規定する施設をいう。)

において、浄化槽法第9条に定める清掃により発生した汚泥、スカム等をいう。

イ 浄化槽汚泥

(4)年間処理量

単位:kℓ

種 類	処 理 量	計
し 尿	482	12, 010
浄化槽汚泥	11, 528	

(5)収集・運搬等の方法

ア 家庭

家庭から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、伊勢原市及び許可業者により収集・運搬を行い、し尿等希釈投入施設の効率的な稼働によって適正に処理するものとする。

ただし、その施設等の機能に不具合が生じ、し尿及び浄化槽汚泥を施設に搬入できなくなった場合は、別に、適正に処理するものとする。

収集、運搬の方法

種 類	収集・運搬主体	収集回数	収集形態
し 尿	市(委託)	概ね月1回	戸別
浄化槽汚泥	許可業者	年1回以上	戸別

し尿等希釈投入施設

所 在 地	伊勢原市神戸74番地
処 理 能 力	62kℓ／日

※自己(自己以外の者に依頼等する場合を含む。)による、し尿又は浄化槽汚泥の施設への搬入を禁止する。

イ 事業活動

事業活動に伴って排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、事業活動する者の責任において自ら適正に処理することを原則とする。

3 その他

し尿等希釈投入施設からの排水が、伊勢原終末処理場の汚水処理に支障をきたすことのないよう、施設への搬入に対対象物の確認及び浄化槽汚泥の収集運搬許可業者(運搬車両も含む)の制限をする。

搬入日や時間については、処理量を勘案し効率的な施設運営の範囲内において定めるものとする。